

介護サービス事業者
経営情報報告の再開と新ルールについて

期限の延長と新たに追加された報告項目のご案内

Gemini Notebook

今回の3つの重要なお知らせ

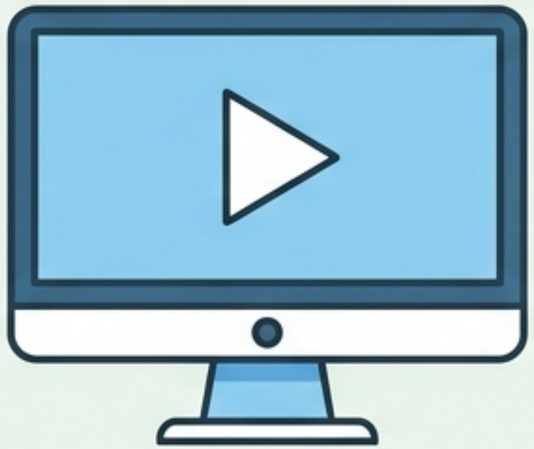

システム運用再開
（令和8年10月26日スタート）



報告スケジュールの特例
（直近の報告期限が
延長されます）



報告ルールの見直し
（「延べ床面積」の報告が
追加されます）

Gemini Notebook

決算月に応じた新しい報告期限



法人の決算月	報告期限
令和7年3月 ～ 令和8年2月決算	令和8年12月31日
令和8年3月 ～ 12月決算	令和9年3月31日
令和9年1月以降決算	原則通り（決算後3ヶ月以内）

Gemini Notebook

報告スケジュールの具体例

事業所A（3月決算の場合）：

決算
（令和8年3月）

期限: 令和9年3月31日

事業所B（9月決算の場合）：

決算
（令和8年9月）

期限: 令和9年3月31日

事業所C（12月決算の場合）：

決算
（令和8年12月）

期限: 令和9年3月31日

Gemini Notebook

新たに追加された報告項目

システム再開後、以下の
「延べ床面積」の
報告が必須となります。



3. 障害福祉サービス
における延べ床面積

2. 医療における
延べ床面積

1. 介護サービスごとの
延べ床面積

Gemini Notebook

医療・障害福祉サービスを併設している場合

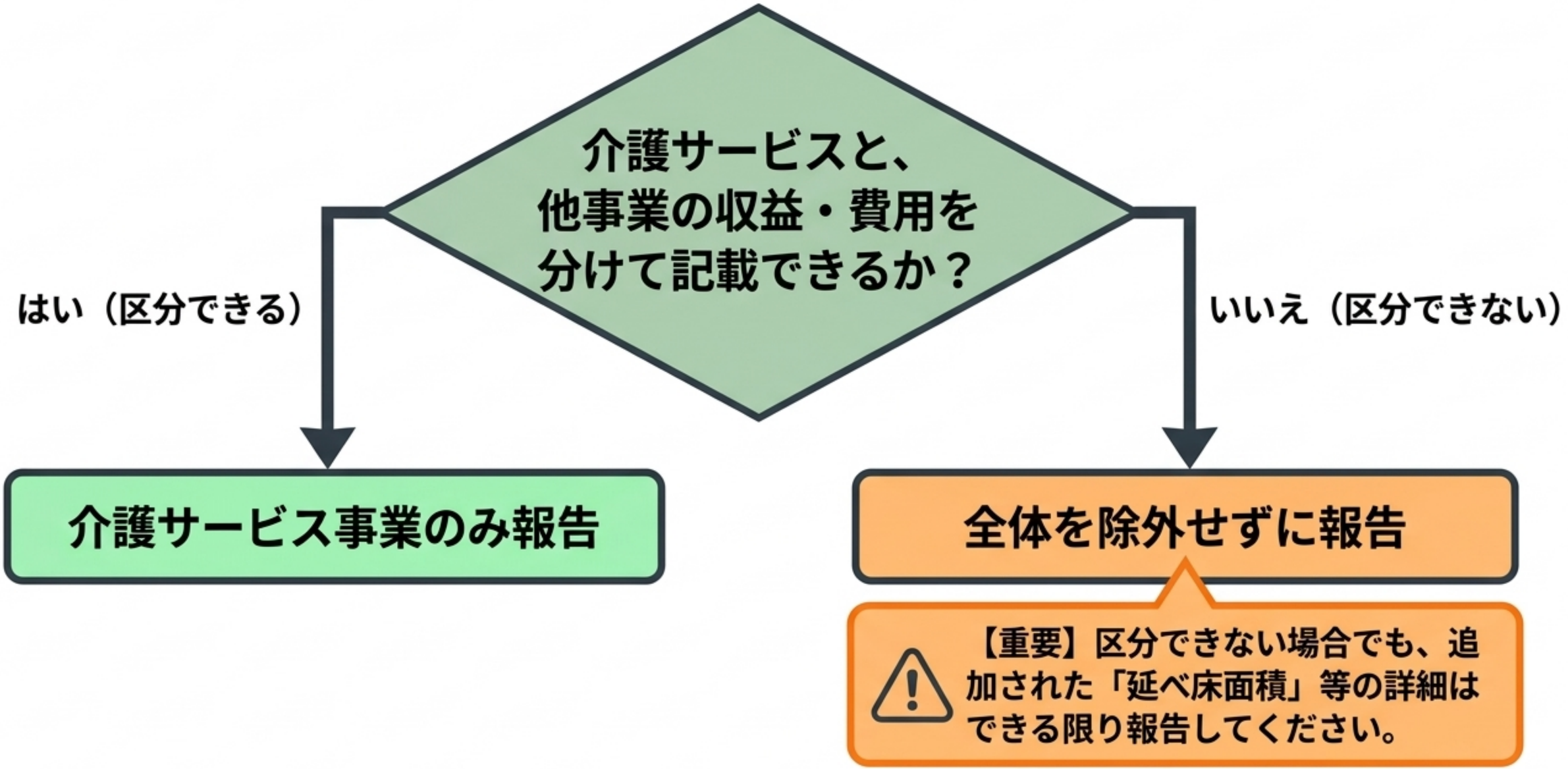

Gemini Notebook

報告が免除されるケース

以下のいずれかに該当する場合は、
今回の報告は不要です。

- 対象サービスの対価として
  受け取った金額が
  「年間100万円以下」の事業者
- 災害等の「正当な理由」により、
  報告を行うことができない事業者



Gemini Notebook

勘定科目の対応表について

報告する収益・費用の項目は、法人が採用している会計基準によって異なります。

入力にあたっては、マニュアルに記載の「各会計基準上の勘定科目との対応表」を必ずご確認ください。



Gemini Notebook

報告に向けた3つの準備

1 自社の決算月と
「新しい報告期限」を確認する

2 「延べ床面積」のデータを
手元に準備する

3 併設事業がある場合は、
会計区分の可否を確認する



データベースシステム運用再開：令和8年10月26日

Gemini Notebook